

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

冒頭、改めて、台風二十六号による被害で犠牲になった方々へのお悔やみと、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

記録的豪雨に襲われて、土石流による大災害を受けた伊豆大島、大島町で、いまだ行方不明の方々の捜索に全力を尽くすとともに、被災者の支援、そして被災地の復旧復興、さらには、さまざまな検証の上に、今回の教訓を生かした防災対策に、国と大島町が一体となって総力を挙げるときだと思います。

そこで、まず、当面の被災者の生活再建支援についてであります。

今回の被災直後の十月十九日に、私自身も党国会議員団の対策本部長として、吉良よし子参議院議員、あるいは都議団とともに現地を視察しまして、被災者の要望を伺って努力もしてまいりました。ちょうどそのとき、古屋大臣とも椿園周辺の現場でたまたま居合わせることになりました。被災者の方から、一緒に、都立広尾病院に搬送されて集中治療室にいる妻や子供の治療が長期間になるので付添人も近くに滞在できるようにしてほしいとの要望を受けました。そのほかにも、広尾病院に搬送、転院された方々もいらっしゃいました。

大臣は、十月二十二日の予算委員会で私が質問したときに、東京都ともよく相談をしながら、柔軟な対応ができるような話し合いはしっかりしていきたいと答弁をされました。

この件は、その後、どのような対応をすることになったのでしょうか。

○古屋国務大臣 私も、十九日の視察当時に、御両親が犠牲になりました若い御夫婦にお目にかかりました。それで、具体的に要望を受けましたので、私も、東京都では、いわゆる高齢者、要援護者が島外避難をした際に、付添者一人を避難者に同行していただく取り扱いをしてほしいということで東京都にお願いをして、そういう方向になったというふうに承知をいたしております。

それからもう一点、付添者については、東京都が避難場所として国立オリンピック記念青少年センター、オリセンですね、ここを用意していただいたので、ここにそういった付添者の方々については宿泊を確保させていただいている、こういうことでございます。

○笠井委員 今、オリンピック青少年センターのお話がありました。島嶼会館にも、これは十一月一日オープンだけれども、それに先駆けてということで付添者の方が行かれることもできたということでありまして、大臣が言われたように大事な一歩だと思っておりますけれども、引き続き医療、介護の面でも必要な対応をお願いしたいと思います。

住まいの問題も深刻であります。

元町地区を中心に、全半壊八十六戸を含めて、被害に遭った住宅というのが、町が最近出した数字で百六戸、さらにはそれを上回って被害想定があるということでもありますけれども、このまま住めない、また豪雨があったらどうするという問題に住民の皆さんが直面している。

避難所に避難されていた方々には、先ほどありました教職員住宅の提供もされるということですが、これは限られております。避難所以外に友人、知人宅に身を寄せている方々も多い。仮設住宅をどこにどうつくるか検討中であるということでありまして、さらには住宅を応急修理してとりあえず住めるようにする、これも被災者の生活を取り戻す上で緊急に必要なことだと思います。

そこで、大臣でなくても結構ですが、政府として実態をどうつかんでどのような対策をとっていらっしゃるか、そして、今後どのような検討が必要だとお考えでしょうか。

○西村副大臣 まず、今の被害状況、昨日、十月三十一日の段階で、全壊四十六棟、半壊四十棟、それから想定される被害戸数は二百八十三棟というふうに東京都が発表しております、詳細をさらに調査しておるといふことでもありますけれども、御指摘のとおり、一日も早く、一刻も早く被災者の生活の拠点となる住まいの確保、これは大変重要なことと考えております、東京都は十三戸の都職員住宅を提供するといふことで決定をしておりますけれども、大島町は、都の協力も得ながら、それぞれのニーズを把握すべく調査を開始したところと聞いております。

先般、私も安倍総理と一緒に視察させていただいた際も、町会議員の方から仮設住宅を早くつくってほしいという要望もありました。ぜひ、被災者の意向を最も尊重しながら、その意向を踏まえ、調査の結果を見ながら、仮設住宅が必要であれば、都と町に対しても、我々、支援もできますので、支援していくことを考えておりますし、さらに、借り上げる方式もあると思います。あるいは、あの場所にはなかなか、危険だといふことであれば新たな場所に恒久的な住宅を建てたいという方もおられるかもしれません。そういう場合には、それなりにまた対応を考えなきゃいけないと思います。

いずれにしても、ニーズを踏まえて適切な対応、これは国としても万全の支援を行っていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 東日本大震災を踏まえた改正災害対策基本法は、被災者一人一人の生活再建を理念に位置づけました。古屋大臣もこの間の国会答弁でこのことを強調されておりますけれども、極めて重要なことだと思います。

今回の台風被害に対して、災害救助法が適用されているもとの、これを全面的に活用するといふことで、今副大臣からもありましたが、住まいの確保についても被災者の立場に立って、現場の実情に見合っただけで柔軟に対応していく、大臣、そういうことでよろしいですね。

○古屋国務大臣 今副大臣から答弁させていただきましたけれども、やはり被災者の意向、これをしっかり尊重して対応していくといふことです。

○笠井委員 一刻も早く被災者が自立した生活を取り戻せるということが大事だと思います。大島の被害の実態に見合った柔軟な対応をぜひしていただきたいと思います。

次に、今町民の皆さんからは、大島全体が危険である、こう思われるのが一番怖いという声も上がっております。自分たちの命と暮らしはもちろんです、観光が大きな産業である伊豆大島の今後の復興にとっても、これは切実な問題だと思います。

そこで、国交省とも調整をして、やはり政府がイニシアチブを発揮して、伊豆大島の自然に詳しい学者や専門家、火山の問題とか、あるいは地質とか植物とかいろいろあると思うんですが、そういう方々の英知も含めて、全国の英知を結集して、必要な人たちを現地にも派遣するといふことで、急いで、今回の災害を踏まえた、まずは危険箇所の特定を改めてやるということが大事だと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○古屋国務大臣 今度二十七号が来る、二十六号の後に来るといふことで、二次災害を防止する観点から、相当専門家を派遣しました。具体的には、全国の各地整、地方整備局を中心に、TEC-FORCEとして約八十名、現地に入れさせていただいて、彼らは土木の専門家でありますから、緊急調査をし、大島町と東京都には既にお伝えをさせていただいております。

今後、東京都が土砂災害警戒区域等を設定するに当たり、こういった専門家の知見も活用しながら必要な調査を行っていくといふことは極めて重要なことと思っております。

○笠井委員 大事なことだと思います。

今に関連してなんですが、今年の離島振興法の改正で、十七条の四に防災対策の推進ということが盛り込まれました。非常に大事なことだと思うんですが、今後の復興や町づくりを見通して、やはり火山島であるがゆえの土石流の解明とか、あるいは長時間の豪雨に火山灰の土壌がどれぐらいもつかなど、科学的な調査と研究も、引き続き研究と同時に全面的にやる必要があると思います。

まず、速やかに伊豆大島の全島的な地質調査を徹底的にやるべきじゃないか。その結果を踏まえて島での安心した生活を確保することが大事ではないかと思うんですが、この点ではいかがでしょうか。

○西村副大臣 まさに火山島ゆえに調べなきゃいけないこともたくさんあると思いますし、既に土木学会なども調査に入って、さらに専門的な調査をして所見を発表されるということもありますので、そうしたものも踏まえつつ、さらに、これまでも独法である産総研の地質調査総合センター等でさまざまな調査も行われておりますので、そうしたものを総合しながら、これは東京都において今後警戒区域等を設定することになるとは思いますけれども、我々としてもぜひサポートしていきたいというふうに思います。

○笠井委員 今回の大規模な土砂災害で、先ほど佐藤委員と古屋大臣とのやりとりがございましたが、国や都からの支援を受けながら、やはり私も、地元で消防団が懸命な救助、救援、捜索に当たって大きな力を発揮した、そして今も七名の行方不明の方々の捜索に全力を挙げている、改めて心から敬意を表したいと思います。

そこで、伺いますと、ある消防団の部長はこう言っておりました。僕の友人も見つかっていない、人懐っこく冗談を言ってよく人を笑わせていた、ヘリで搬送されて無事だった奥さんのためにも、一分一秒でも早く見つけてあげたいと思う。本当にそういう思いで今頑張っていると思います。流れてきた泥と流木で埋め尽くされて、どこに家があるのか、地図と見比べても全く見当がつかなかった、とにかくがむしゃらにスコップで掘っても、すぐに倒木や根っこが邪魔をする、土の中にいる人を傷つけないように細心の注意を払わないといけない。まさに壮絶な救助、救援、そして行方不明者捜索の先頭に立っている。そして、遺体発見という大変に痛ましい不幸なこともあるわけであります。

古屋大臣は、予算委員会での私の質問に対して、消防団員はもちろんですが、島民、町民の皆さんにとって心配なのは心のケアだということで、こういったものもしっかり万全を期していきたいというふうに答弁をされました。

今、被災した町民の皆さんはもちろんなんですけれども、最前線でそうした活動に携わっている消防団員、とりわけ若い団員の中にも、遺体発見とかあるいは搬送などによるPTSDの問題が出始めているというふうに言われております。食事をとれなくなったり眠れなくなったりするという症状を訴える団員も出てきている。

そこで、専門家による心のケアがどうしても必要になってくると思います。そういう点では、総務省、消防庁あるいは厚労省など、関係省庁とも連携して、そうした消防団員にも特別の支援が必要じゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○古屋国務大臣 委員御指摘のように、やはり心のケアは極めて大切ですね。消防団員の皆さん、ボランティアとして献身的なお働きをさせていただいております。

それで、もちろん消防庁において適切に対処されておられますが、一方では、十月の三十日から、日本赤十字社が消防団員や町の職員などを対象にした健康相談室を町役場に設けました。心身のケアの実施をスタートさせていただいております。

○笠井委員 さらに、そういう点では、しっかりした体制をとってケアするというをやっていただきたいと思います。

先ほど大臣も言われましたが、消防団も、そういう問題では、特別にいろいろと努力もされているというお話もありましたが、民間人の集まりということで、そして、その点でいいますと、遺体と接するということに対しても精神的にも不安が非常に大きい、そして負担が大きい。消防団は、救助、搜索、発見だけじゃなくて、瓦れき撤去の際に出てくる家族のアルバムとか、そういう思い出の品も丁寧により分けて、求められたら家族、親族の家に届ける作業もしている。文字どおり、いろいろな面で懸命に、しかし大きな負担をしながらやっているという点があると思います。

団員の中には、みずからも被災し、家族を島の外に避難させて、そしてみずからの親族を含む行方不明者の搜索活動を続けている方もいらっしゃいます。こうした消防団員の過酷な作業ということに照らしますと、それにふさわしい十分な処遇、待遇ということをしかりとする、そういう点では、見合ったものをさらにしていくということで、やはりそうした団員の皆さんを激励するということが非常に大事だと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○古屋国務大臣 消防団員に対する手当を含む処遇については、管轄する市町村が適切に対応しているというふうに判断をいたしております。

ちなみに、今回の大島町における消防団員の手当でございしますが、これは大島町の条例がございまして、災害発生時の出動に対しては、二日目以降の活動に対して一日五千円の支給でございします。また、台風二十六号災害への出動、これは委員の御指摘のようないろいろ特別事情がありますので、特例措置として、四日目以降の活動に対して一日当たり二万円を支給しているというふうに承っております。

○笠井委員 団員たちは、そういう意味では、預金通帳が出てくることもある、貴重品は役場に預かってもらうとか、島で起きた災害、できるだけ島みんなの力で手助けしたい。この島の人間関係の濃さが好きなんだ、火山や土砂災害など災害は多い、それでも海や山などの自然が豊かだ、みんなで力を合わせてここで生きていくということで、そういう思いで頑張っていると思うんですね。これまでもそうやって島の生活と安全を支えてきたし、これから百年、二百年、やはり支えていくことになると思います。

そういう点では、国としてもそういう頑張っている人たちを評価して支えていく。つまり、町で、今、基準があって対応するということなんです、町の財政はいろいろなこともあると思うので、そういう点では、必要であれば国としても大いに、さらに激励的にもやる、あるいは、必要であればさらなる措置もとるということで検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○古屋国務大臣 消防団の関係についてはあくまでも消防庁にお願いをするということでございます。一方では、日本消防協会もございまして、日本消防協会も適切な対応をされているというふうに思います。

しっかり、そういった関係者が、消防団に対する適切な支援措置をしていただくことを期待いたします。

○笠井委員 適切ということで、本当に今の現場の過酷な労働にふさわしく、またそういうことも激励をできるようにということで、さらに適切な措置をとっていただきたいと思います。

最後に、今回の台風二十六号、さらに二十七号によって甚大な被害を受けた伊豆大島以外にも、伊豆七島に大きな被害が出ているということでもあります。例えば八丈島でも、幸い人的被害はな

かったものの、住宅や倉庫、農業用ハウスなどに大きな被害が出て、大打撃を受けていると承知しております。

今回の台風による伊豆七島全体の被害状況はどうなっているか。それに対して政府としてどのような支援を行っているか、今後どうするかについて答弁をお願いします。

○西村副大臣 委員御指摘のとおりでありまして、幸いなことに人的な被害は出ておりませんが、伊豆七島の被害、全体として、住家被害では、八丈島における、一部破損一棟、港湾施設が三カ所破損等が見られますし、それから、農作物の損傷は、これはそれなりにかなりありますし、パイプハウス等の農業用施設も損壊をいたしております。漁船なんかの被害も出ております。

私も、選挙区に離島、島嶼部を抱えますので、島の方々のお気持ち、特にさまざまなハンディキャップも背負っておられますので、そうしたことを踏まえながら、被災された方々が一日も早く安心した生活を送れるよう、引き続き、地元の自治体と連携をしながら、国としても万全を期していきたいというふうに思います。

○笠井委員 今、西村副大臣も言われましたけれども、島に住んでいる方々は特別の御苦勞があると思うんです。そういう中でも頑張って暮らしをし、そして営みを続けていらっしゃって、今後も住み続けるということで頑張っていらっしゃる。

そういう点でいいますと、今回の台風被害に対して、先ほど大臣も言われましたが、被災者の立場で柔軟に対応して、文字どおり国を挙げた万全の措置をとるように重ねて求めて、質問を終わりたいと思います。